

別紙 1

要綱第 3 条第 2 項に規定される認定基準

※必須項目についてはすべて対策を講じること。

※業界団体のガイドライン等から新たな情報を収集し、効果のある対策は積極的に講じること。

記入例：☑…実行している。 □…実行をしていない。 ☒…該当しない。

飲食店等チェック票

	項目	必須項目	推奨項目
1. 手洗いの徹底			
	消毒備品等を各所に設置し、利用者・従業員に手洗いや手指消毒の徹底を周知している。	□	
	共用タオル等を使用しない。制服をこまめに洗濯するなど、衛生管理を徹底している。	□	
2. ソーシャルディスタンス（できるだけ 2 m の距離を保つ）			
	行列整理や床の目印表示、オンラインでの日時指定予約等により混雑を回避している。	□	
	座席の工夫など従業員も含めて対人間隔を確保し、大声で会話しないよう周知している。	□	
	対面が想定される場所への遮蔽物の設置、キャッシュレス化等で接触機会を低減している。	□	
	施設内 BGM の音量を下げる等、大声での会話を予防する措置をとっている。		□
3. 「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けて行動			
	3密が予想される場合、整理券の配布や入場者数・滞在時間の制限等を行っている。	□	
	扉や窓を開け、扇風機を外部に向けて使用するなど、定期的な換気を行っている。	□	
	従業員の休憩室や更衣室は換気を行い、対面で食事・会話をしないようにしている。	□	
	空気調和設備（給気・排気ファン）により、窓を閉じた状態でも換気が出来ている。		□
	営業時間中は、常時 2 か所以上の防虫構造の窓を開け、部屋全体の空気を入れ替えている。		□
	喫煙スペースがある場合は、3密（密閉、密集、密接）にならないよう利用者数の制限をしている。		□
4. 施設の清掃・消毒			

	複数の人が触れる場所や物品を極力減らし、難しい場合はこまめに清掃・消毒している。	☐	
	使用済みマスク等は、ビニール袋に入れて縛るなど密閉して捨てるよう表示している。	☐	
	清掃・消毒・ごみ回収は手袋・マスクを着用し、事後に手洗い・手指消毒を徹底している。	☐	
	従業員が、更衣室・休憩室に入退室する前後の手洗い・消毒を徹底している。		☐
5. 利用者・従業員の体調管理			
	利用者が熱がある者は入場をご遠慮いただく旨の掲示をしている。	☐	
	従業員に出勤前に検温や体調確認をさせ、毎日報告させている。	☐	
	体調不良の従業員に休養を促し、勤務中に体調不良になった者はただちに帰宅させている。	☐	
	所管の保健所の確認や来場者の把握など、感染者等の発生に備えた取組を行っている。	☐	
	非接触型機器などを活用し入場者を検温し、発熱者に対しては入場を制限する。		☐
	従業員や事業の関係者が体調不良を申し出た場合や濃厚接触の疑いがある場合には、必要な検査の受診を勧めている。		☐
	従業員の感染拡大防止のための研修機会を確保している。		☐
6. 二酸化炭素濃度測定器（CO2 センサ）の使用について			
	客席内の外気や人の呼気などの極端な影響を受けない場所に設置し、1日1回以上、店内が最も混雑した時間帯で二酸化炭素濃度を測定し、記録している。	☐	
	二酸化炭素濃度が 1000ppm を超えた場合は、客数の制限や窓開け換気を行うなど即時対応をしている。	☐	
	二酸化炭素濃度が 1000ppm を超える時間が長い場合は、客席数を減らすなどの対策を講じている。	☐	
7. 感染者発生時の対応			
	保健所の指示・調査に協力する。	☐	
	施設を利用したすべてのお客様へすみやかに連絡するか、自主的に施設名等を公表する。		☐
	・その他の独自項目（ ）		☐

興行場チェック票

	項目	必須 項目	推奨 項目
1. 手洗いの徹底			
	消毒備品等を各所に設置し、利用者・従業員に手洗いや手指消毒の徹底を周知している。	☐	
	共用タオル等を使用しない、制服をこまめに洗濯するなど、衛生管理を徹底している。	☐	
2. ソーシャルディスタンス（できるだけ2 mの距離を保つ）			
	行列整理や床の目印表示、オンラインでの日時指定予約等により混雑を回避している。	☐	
	座席の工夫など従業員も含めて対人間隔を確保し、大声で会話しないよう周知している。	☐	
	対面が想定される場所への遮蔽物の設置、キャッシュレス化等で接触機会を低減している。	☐	
3. 「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けて行動			
	3密が予想される場合、整理券の配布や入場者数・滞在時間の制限等を行っている。	☐	
	扉や窓を開け、扇風機を外部に向けて使用するなど※、定期的な換気を行っている。 ※空調機による一種換気も含む	☐	
	従業員の休憩室等はできる限り換気を行い、対面で食事・会話をしないようにしている。	☐	
4. 施設の清掃・消毒			
	複数の人が触れる場所や物品を極力減らし、難しい場合はこまめに清掃・消毒している。	☐	
	使用済みマスク等は、ビニール袋に入れて縛るなど密閉して捨てるよう表示している。	☐	
	清掃・消毒・ごみ回収は手袋・マスクを着用し、事後に手洗い・手指消毒を徹底している。	☐	
5. 利用者・従業員の体調管理			
	利用者で熱がある者は入場をご遠慮いただくようお願いするなどの取組を行っている。	☐	
	従業員に出勤前に検温や体調確認をさせ、毎日報告させている。	☐	
	体調不良の従業員に休養を促し、勤務中に体調不良になった者はただちに帰宅させている。	☐	
	所轄の保健所の確認や来場者の把握など、感染者等の発生に備えた取組を行っている。	☐	
6. 二酸化炭素濃度測定器（CO2 センサ）の使用について			
	観覧場内の外気や人の呼気などの極端な影響を受けない場所に設置し、1日1回以上、場内が最も混雑した時間帯で二酸化炭素濃度を測定し、記録している。	☐	

	二酸化炭素濃度が 1000ppm を超えた場合は、客数の制限や窓開け換気を行うなど即時対応をしている。	☐	
	二酸化炭素濃度が 1000ppm を超える時間が長い場合は、客席数を減らすなどの対策を講じている。	☐	
7. 興行場の空調に関すること			
	空調機が全外気方式ではない場合、中性能以上のフィルタを備えている。		☐
	給気口が天井部で排気（戻り）口が床面にあるなど、給排気の気流が一方通行的で換気効率が高い。		☐
	楽屋、バックヤード、ロビーについても空調機による一種換気が行われている。		☐
	興行場法の衛生管理基準を遵守している。	☐	
8. 感染者発生時の対応			
	保健所の指示・調査に協力する。	☐	
	施設を利用したすべてのお客様へすみやかに連絡するか、自主的に施設名等を公表する。		☐
	・その他の独自項目（ ）		☐
9. 業界ごとの個別チェック項目			
映画館			
	上映前後に人が滞留しないよう、段階的な入退場を行うなどの工夫をしている。	☐	
	スクリーンを活用するなど、来場者に対する感染防止策等を周知している。	☐	
	飲食物を提供する場合、十分な距離が取れない通路等での飲食を控えるよう求める。		☐
	上記以外に、業界団体のガイドラインも参照しながら、取組を実践している。 https://www.zenkoren.or.jp/	☐	
劇場、音楽堂等			
	客席の最前列席は舞台前から十分な距離を取るなど、演者と客席の間隔を確保している。	☐	
	演者と観客の接触を避けている（入待ち・出待ちの自粛、観客をステージに上げない等）。	☐	
	興行場側から公演主催者に対し、「興行場チェック票【公演主催者の注意事項】」の対策を行うことを要求している。また、興行場営業者が自ら公演を主催する場合は、興行場営業者がこの対策を講じている。		☐
	上記以外に、業界団体のガイドラインも参照しながら、取組を実践している。 https://www.zenkoubun.jp/covid_19/index.html	☐	